

第6章 災害復旧・復興計画

第6章 災害復旧・復興計画

第1節 基本方針

現在の科学技術では、災害が発生する前にその規模、発生時期及び場所等を予測し、災害を防止することは困難であるため、一度大規模な災害が発生した場合には、多くの生命、身体及び財産を失うことも十分想定される場所である。

こうした場合に最も急務とされるのは、甚大な災害により住み慣れた住居や財産を失った被災者の生活の再建であることから、対策としては被災者の生活再建を基本に、次に掲げる事項に留意しながら、県や関係機関等と連携して迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

- (1) 被災者が安心して日常生活を送れるよう、生活の早期安定のためのきめ細かな支援を行う。
- (2) 被災地の復旧・復興は、女性や子ども、高齢者や障害のある人等あらゆる人々の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。

第2節 災害復旧事業の推進計画

災害復旧事業の実施に当たっては、あらかじめ定められた物資や資機材の調達及び人材の広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧工事や支援を行うものとする。

また、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本とし、災害による被害の再発防止等の観点から、可能な限り改良復旧工事を行うものとする。

- 1 復旧事業計画
- 2 がれきの処理

1 復旧事業計画

自然災害により施設が被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、関係機関等と協議の上、復旧事業計画の策定に努めるものとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

河川、海岸、砂防施設、治山施設、道路、橋りょう等については、被害の発生原因を追求し、関係機関等との総合的連携のもと、迅速かつ適切な復旧事業を施行し、必要とする施設の新設改良等を併せて行うことにより被害の発生を防止する。

(2) 農林水産施設災害復旧事業計画

農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設等の復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、関係機関等との総合的連携のもと、迅速かつ適切な復旧事業が施行されるように努めるものとする。

また、災害復旧事業のみでは、将来、復旧施設が再度災害を蒙る恐れがある場合には、復旧施設またはこれに関する施設を改良するために災害復旧事業と併せて行う災害関連事業により、災害による被害防止に努めるものとする。

海岸保全施設を背後にした農地が、震災による津波が海岸保全施設を超えて被災した場合、速やかに農地としての機能を回復するために、農地の除塩を実施するように努めるものとする。

(3) 公立文教施設災害復旧事業計画

ア 児童、生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速かつ適切な復旧を促進する。

イ 災害による被害防止のため、原因を追及し、不燃堅牢構造化、防災施設の設置等を図る。

(4) 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

ア 施設の性格上、緊急に復旧する必要があるため、国及び県による補助または関係機関等の融資を促進する。

イ 災害による被害防止のため設置場所、構造、その他防災施設等について十分検討する。

岡垣町地域防災計画

(5) 医療施設災害復旧事業計画

住民の健康を増進し公衆衛生の向上を図るため、迅速かつ適切な復旧計画により早期復旧を促進する。

(6) 公用財産復旧事業計画

行政的、社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。

(7) ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画

住民の日常生活と密接な関係があるため、早期復旧を促進し、可能な限り自治区ごとの復旧予定時期を明示するものとする。

2 がれきの処理

町及び関係機関は、がれきの処理方法を確立するとともに、仮設場、最終処分を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適切な処理を行うものとする。

また、環境汚染の未然防止または住民等の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

第3節 民生安定等のための緊急計画

災害時には、多くの住民が負傷したり、生命や財産等を喪失したりする。また、電気、ガスまたは電話の途絶などにより、かなりの混乱状態におちいることが予想される。このため、被災した住民の生活の建て直しを援護し、自力復興を促進して、生活の早期安定を図るために本計画を定めるものとする。

なお、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みに加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に災証明を交付するよう努めるものとする。

- 1 災証明書の発行
- 2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供
- 3 生活相談
- 4 援助資金の貸付等
- 5 職業のあっせん
- 6 生活保護制度の活用
- 7 乳幼児等の保護
- 8 生活必需物資の復旧資機材等の供給
- 9 被災中小企業の振興
- 10 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発

1 災証明書の発行

被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付の体制を確立する。

町長は、災害が発生した場合において、災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づいて、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、災証明書を交付する。

また、火災に起因する災証明書の交付に関する事務は、遠賀郡消防本部が行う。

2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

(1) 被災者台帳の作成

町長は、災害が発生した場合において、災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ア 氏名
- イ 生年月日

- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- カ 援護の実施の状況
- キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ク 電話番号その他の連絡先
- ケ 世帯の構成
- コ り災証明書の交付の状況
- サ 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- シ 提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者の個人番号
- セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができる。

町長は、被災者台帳の作成のため必要があるときは、関係地方公共団体の長等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

（２）台帳情報の利用及び提供

町長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために提供することができる。

- ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- イ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

上記の台帳情報の提供を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

- ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 申請対象の被災者を特定するために必要な情報
- ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者の情報が含まれる場合は、その使用目的
- オ その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

町長は、台帳情報の提供に関する申請があつた場合、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た

情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には

3 生活相談

災害時における住民からの様々な問い合わせや要望等に的確かつ迅速に対応するため、町は次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じ、消防車や広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。なお、相談所の設置に当たっては、女性相談員を配置するなど女性が相談しやすい環境を整えるものとする。
- (2) 国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。相談窓口では、町の対策のみではなく、総合的に情報提供を行ったり、必要に応じた的確な窓口への誘導を図るものとする。
また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地に係る地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努めるものとする。

4 援助資金の貸付等

町は、県及びその他関係機関と協力し、次の事項について災害の規模に応じて必要な措置を講ずるとともに、被災者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、パンフレット等の作成配布、広報等を行うものとする。

- (1) 低所得世帯に対する災害援護資金または生活福祉資金の貸付け
- (2) 母子世帯に対する母子福祉資金の貸付け
- (3) 寡婦世帯に対する寡婦福祉資金の貸付け
- (4) 農林漁業者に対する天災資金及び農林漁業金融公庫資金の貸付け並びに農林中央金庫、関係金融機関等からのつなぎ資金の融通
- (5) 郵便貯金、年金、恩給等について、一定の金額の範囲内における非常即時払い
- (6) 保険金、保険・年金貸付金の非常即時払い
- (7) 保険料、年金掛金の特別払込猶予等の非常取扱い
- (8) 労働金庫会員または会員を構成するものへの労働金庫からの生活資金の貸付け
- (9) 住宅を失いまたは破損したものに対する住宅金融公庫からの貸付け

- (10) 預金通帳等を滅紛失した預貯金の便宜払戻し
- (11) 定期預金、定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸付け等
- (12) 損傷日本銀行券及び補助貨幣の引換について、実情に応じた必要な措置
- (13) 租税の徴収猶予及び減免
- (14) その他各種の資金貸付け等必要な措置

5 職業のあっせん

町は、県及び公共職業安定所の協力を得て、離職者の発生状況を速やかに把握し、必要に応じて臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設等の措置をとり、離職者の早期再就職のあっせんを行うものとする。

6 生活保護制度の活用

生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対しては、町及び保健福祉環境事務所は民生委員・児童委員と連絡を密にし、速やかに生活保護を適用して、その生活を保護するものとする。

7 乳幼児等の保護

(1) 保護者が災害復旧事業に従事する等により保育に欠ける乳幼児に対しては、町は迅速に保育所・幼稚園等に入所させ保育するものとする。

(2) 保護者を失った児童、扶養者を失った高齢者及び障害のある人等に対しては、町は県の協力を得て必要に応じ収容施設に保護するものとする。

8 生活必需物資の復旧資機材等の供給

被災地域において欠乏している生活必需物資や復旧資機材等について、県及び関係機関等に協力し需給及び価格の動向の把握を行い、生産者に対し供給体制の確保、在庫の放出、適正な価格での供給等の行政指導を行い、関係者の協力を得て必要物資等の供給の確保を図り、物価の高とう、買い占め、売りおしみの防止に努めるものとする。

9 被災中小企業の振興

(1) 町や県並びにその他の関係機関等は、被災中小企業者についてその被害の状況、再建に必要な資金需要等の適正な把握に努め、次の事項について、災害の規模に応じて必要な措置を講ずるとともに被災中小企業者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、パンフレット等の作成配布、広報等を行うものとする。

ア 株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫等の貸付条件の緩和措置

イ 再建資金の借入れによる債務の保証に係わる中小企業信用保険について別枠の付保限度の設定、てん保率の引上げ及び保険料率の引下げ

- ウ 災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間の延長等の措置
- エ 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助
- オ 貸付け等の簡易迅速化
- カ 被災関係手形につき提示期間経過後の交換持出し、不渡処分の猶予等の特別措置
- キ 租税の徴収猶予及び減免
- ク 労働保険等の納付の猶予等の措置
- ケ その他各種資金貸付け等必要な措置

①災害援護資金の貸付け（岡垣町災害弔慰金の支給等に関する条例）

災害を受けた住民に対し、その復旧と更生のために必要な資金を貸付ける。

災害援護金の貸付の条件は、（資料編P.73）に示した。

②災害弔慰金の支給（岡垣町災害弔慰金の支給等に関する条例）

住民が自然災害により死亡した場合、遺族に対して災害弔慰金を支給し、身体または精神に著しい傷害を受けた場合、その者に対して災害傷害見舞金を支給する。

災害弔慰金の支給、及び災害傷害見舞金の支給の基準を（資料編P.74）に示す。

③災害見舞金等の支給（岡垣町災害弔慰金の支給等に関する条例）

災害により死亡し、負傷及び被災を受けた世帯に対し、見舞金を支給する。

（2）事業資金等融資計画

被災時における公的事業資金の融資は、「福岡県地域防災計画」第4編 第4章 経済復興の支援 第1節 金融措置「第1 融資計画」の定めるところにより、次の区分にしたがって行うものとする。

- ア 商工業関係の融資
- イ 農林業関係の融資
- ウ 民生関係の融資

10 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発

災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講ずるものとする。

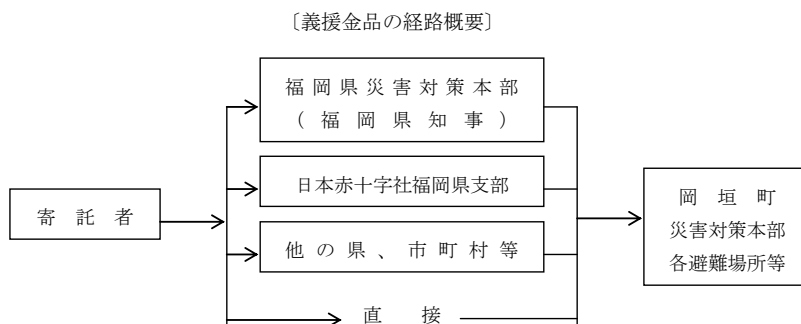
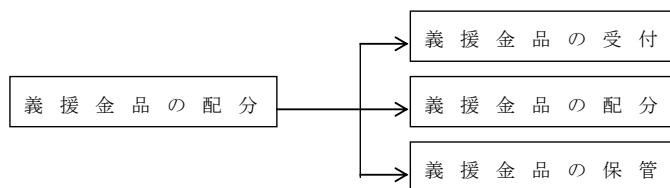
なお、広報・啓発の方法には次のものが考えられる。

インターネットによる情報提供、広報紙への掲載、講演会の開催など。

第4節 義援金品配分計画

広く一般から寄付された義援金品で町に寄託されたもの及び知事または日本赤十字社福岡県支部から送付された義援金品を确实・迅速に被災者に配分するため、物資の保管場所、事務分担等について必要な事項を定める。

- 1 義援金品の受付
- 2 配分要領
- 3 配分の基準
- 4 義援金品の輸送・保管



1 義援金品の受付

一般から搬出された義援金品で町に寄託されたもの、及び県知事または日本赤十字社福岡県支部から送付された義援金品については、地域づくり課長が保管管理する。

2 配分要領

義援金品配分委員会を開催のうえ決定する。

3 配分の基準

義援金品の配分は、次の基準の上配分委員会で決定する。ただし、配分委員会が特に必要があると認めた場合は、この基準によらないことができる。

(1) 配分対象

ア 義援金

- ・ 死者（行方不明で死者と認められる者を含む）及び重傷者並びに全壊全焼流失世帯及び半壊半焼世帯

イ 義援品

- ・ 全壊全焼流失世帯、半壊半焼世帯及び床上浸水世帯

(2) 配分基準（配分比）

ア 義援金（半壊半焼世帯を1とする）

- ・ 死者（行方不明で死者と認められる者を含む） 10
- ・ 重傷者（3ヶ月以上の治療を要する見込みの者） 5
- ・ 重傷者（1ヶ月以上3ヶ月未満の治療を要する見込みの者） 3
- ・ 全壊全焼流出世帯 2
- ・ 半壊半焼世帯 1

イ 義援品（床上浸水世帯を1とする。）

- ・ 全壊全焼流出世帯 3
- ・ 半壊半焼世帯 2
- ・ 床上浸水世帯 1

4 義援金品の輸送・保管

義援金品の輸送・保管に関しては、あらかじめ救援物資の収集・配達の標準化を行い、一貫して管理できる体制を構築できるようあらかじめ検討を行う。

第5節 復興計画

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、町は、県及び関係機関等と緊密な連携を図りながら、被害の再発防止及び快適な生活環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。

- 1 復興計画作成の体制づくり
- 2 復興に対する合意形成
- 3 復興計画の推進

1 復興計画作成の体制づくり

復旧後の早い段階で、総合的かつ長期的な視野に立ち、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を図るため、復興計画を作成する。

そのため、町は、国及び県並びに関係機関等との連携の上、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備を図るものとする。

なお、復興計画の作成に際しては、被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

町は、津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、総合的な市街地の再整備を図るものとする。

町は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地とするような土地利用計画、短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所及び指定避難所等の避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を基本的な目標とするものとする。

2 復興に対する合意形成

復興計画の作成に当たっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者側での種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について速やかに住民の合意を得るように努めるものとする。

3 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や住民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、町は、県及び関係機関との連携のもと、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。